

## 平成20年度 商品中古自動車証明の業務取扱い要領

(財)日本自動車査定協会 東京都支所  
電話 03-5418-7001

商品中古自動車の減免については、**査定協会**に商品車の申請を行い、その後「**都税総合事務センター**」に対し減免の申請をします。

なお、申請する際は、裏面の「中古商品自動車に係る自動車税の減免について」(東京都主税局)に減免条件等が記載されていますので、良くお読みになってください。

平成20年度「商品中古自動車」の証明業務は下記により取扱います。

## 1. 申請できる商品中古自動車

- (1) 平成20年4月1日現在、販売店が商品車として「自社名義で登録」され所有している商品自動車対象となります。
- (2) 販売を目的として所有する「自社名義」の中古自動車で、修理中のもの、車両置場、オークション会場などにあるものも含まれます。

## 2. 申請できない商品中古自動車

- (1) 新規登録車(新車・中古車) (2) 社用車、代車用車両など (3) 軽自動車 (4) 他県登録車

## 3. 査定協会への「商品中古自動車証明申請」の手続き(複写申請書ご希望の方はお送りします)

申請書はウェブサイト [www.jaai.com/](http://www.jaai.com/) から EXCEL 版をダウンロードして、ご利用いただけます。

- (1) 商品中古自動車証明申請書 4枚綴り複写申請書(ワンライティング)を記入し 1枚目2枚目を提出
- (2) 「自動車検査証」の写し 汚損などにより確認できない場合は「現在登録証明書」
- (3) 「古物商許可証」の写し 車検証の所有者名義と同一名義のもの
- (4) 査定協会への申請期間 平成20年4月1日(火)～4月30日(水)  
午前9時～午後5時(土、日、祝祭日は除く)
- (5) 証明手数料 申請1台につき336円(含む消費税)

## 4. 「商品中古自動車証明書」の交付

- (1) 現車確認調査について 申請のあった展示車両を調査します。  
\* 展示場に伺うときは事前にご連絡いたしますので、ご協力をお願いいたします。
- (2) 交付期間 平成20年5月16日(金)～5月22日(木)

5. 商品中古自動車証明書交付後

商品中古自動車証明申請書・商品中古自動車証明書・自動車税減免申請書・減免申請書(控)を  
〒171-8509 豊島区西池袋1-17-1 東京都都税総合事務センター調査係(電話03-5985-7814)に提出

## 郵送等による商品中古自動車減免申請について

(郵送による申請は4月25日(金)必着です)

## 1. 必要書類

- (1) 商品中古自動車証明申請書(別紙記入要領に従い正しく漏れが無いように記入してください)
- (2) 「自動車検査証」の写し(右上に通し番号を記入してください)
- (3) 「古物商許可証」の写し
- (4) 証明手数料振込用紙のコピー(領収証は銀行が発行する「お振込みご利用明細」をもって代えさせていただきます)

## 2. 証明手数料

申請台数 × 336円を送付前に下記口座に振込み、そのコピーを添付してください。

**書類審査や現地調査で削除されても料金はお返しできません。**

**振込手数料は、貴社においてご負担願います。**

**商品中古自動車証明書は、希望により着払い(宅配便)にてお送りいたします。**

送り先: 〒108-0023 東京都 港区芝浦3-11-13

(財)日本自動車査定協会 東京都支所 商品中古車受付係 電話03-5418-7001

振込先銀行名: 三菱東京UFJ銀行 品川駅前支店 口座番号 普通預金 No.4840939

口座名義: 財団法人 日本自動車査定協会 東京都支所